

10月理事会（R6.10.2）で決まりました

① 会員入会についてを承認

50名の入会申請者を承認。入会後の会員数は1,551名となり、昨年度同時期と比べて152名10.9%の増加。

② 令和6年度第一次補正予算について

収入として、東京しごと財団（連合）による令和6年度自主事業新設事業助成金3,000,000円（使途：農園芸教室「すまいる茶論」新設）、支出として、「すまいる茶論」事業及び事務所敷地内安全確保のための費用を補正。

③ 令和7年度予算編成方針について

令和7年度は、センター創立45周年という記念すべき節目の年であるとともに、中期経営計画の4年目、並びに現第7期理事体制から第8期体制への移行期でもあります。また、本年11月1日に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス新法」という）の施行に伴い、現行のシルバー事業の2段階契約を、発注者・センター・会員の三者による包括的な契約に変更する極めて重要な年度です。

よって、令和7年度予算編成の基本方針として、センター永遠の命題である会員拡大及び就業拡大を第一義とし、生涯現役社会の創造を推進する組織基盤の充実・強化、フリーランス新法をふまえて、契約形態を変更し、会員が安定的に従事できる環境整備、及びDXの推進、会員が中期的に安定して働ける就業システム及び自主事業の構築、社会貢献活動の柱としてフードドライブ活動の継続、事務局組織の整備・職員の定年引上げ等に重点的に取り組みます。

〈目標値の設定〉

令和7年度の目標値は、令和3年度の実績値を基準に設定した「中期経営計画」の中期目標値を踏まえ、以下の通りとします。

- 会員数 1,375名以上
- 契約金額 6億1,719万円以上
（請負4億9,552万円・派遣1億2,167万円）
- 就業延べ人員 101,990人日以上
（請負81,815人日・派遣20,175人日）

④ 就業規約の一部改正について

フリーランス法の施行に伴い、就業条件を発注者（特定業務委託事業者）に就業する会員（特定業務受託事業者）への周知（明示）義務が発生します。そのため、現行の契約方法では、受注した業務をセンターが会員へ再委託することから、センターに周知する義務が発生すること等に伴う規約の一部を改正するもの。

④ 会員会費規程の一部改正について

一事業年度の入会者のうち、第四４半期（１月～３月）の入会者は、その以外の期間に入会する者と比べて、就業の機会等が少なくかつ就業しても短期間です。そのような条件下で、１年分の会費の徴収することは会員負担のバランスを欠く側面があります。また、年度末が間近かであることから、翌年度まで入会を控える方もいて、翌年度から始まる新規受託事業への会員対応が難しくなる事例もあります。よって第四４半期入会者については、会費を免除し負担の公平性と入会促進を図るため、規程を一部改正するもの。

⑤ 職員の採用に関する規程の一部改正について

民法の改正・施行に伴い、令和２年４月１日以降は、身元保証書の損害賠償額を定めていないもの、損害賠償責任が無効となったことから、また、身元保証人を立てることは法律で義務付けられていないこと等を考慮し、身元保証書の提出を削除するため規程を一部改正するもの。